塩谷町告示第59号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定により、地域農業経営 基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)を変更したので、同条第8項の規定により公告 する。

令和7年9月17日

塩谷町長 見形 和久

1 地域計画を変更した地域 町内1地区

「玉生宿・西山・河原・東房・下寺島・上寺島・鳥羽新田・喜佐見・熊ノ木」

2 縦覧場所

塩谷町役場産業振興課 塩谷郡塩谷町大字玉生955番地3